

ネオマテリアル研究会 コーディネーター（正会員）規定

第1条 コーディネーターは中小企業の技術支援を行うため、当研究会（事務局）と密接な連携のもとに活動を行う。

第2条 コーディネーターは会員相互の交流、支援により上記目標を達成する。

第3条 コーディネーターは会の名刺を作成できる。

第4条 企業からの相談報酬については 当初は原則無料で受ける

- 2 それ以降の相談において、コーディネーターが費用徴取を必要と考えた場合は、その旨企業に連絡する（原則事務局が担当するが、コーディネーターの要望も考慮する）。
- 3 費用算定は担当コーディネーターと役員が相談のうえ決定し、会から企業に連絡する。

第5条 公募事業などのアドバイスについては下記の通りとする

- (1) 申請書のブラッシュアップにおいては無料とするが、採択の場合は成功報酬を頂くことを予め伝えておく。成功報酬額については、弊研究会と採択企業で協議し、採択企業の負担にならないように決定する（助成金額に応じて適切に決定すればよいが、採択交付金の1～5%を目安として考える）。また担当コーディネーターが事業のアドバイザーとして事業に参画し当該企業から報酬を受けることもある。かかる場合は報酬の10%を当研究会に納付する。
- (2) 申請書作成支援（一部を文章化するなど）においては必要経費として、3万円+交通費を依頼企業から受け取る。更に上記成功報酬も受け取ることが出来る。

第6条 コーディネート活動については必要に応じて途中経過状況を、また最終結果については終了後当研究会に報告する。

第7条 コーディネート活動に必要な情報は正会員相互に交換し、必要に応じてメールニュースやHPで企業等に広報する。

第8条 当研究会絡みの支援業務で、正会員が企業から報酬を受けた場合は、支払われた金額の10%を寄付として会に支払う。

会からの支払い規定

1. 原則として会からコーディネーターへの報酬は無いが、交通費の支払については当該者が事務局に請求書を発行し、事務局が予算執行状況のみて処理をする。
2. 会の用務（例えば会計監査を受けに行くときの旅費）や必要経費（郵送料、事務費用）については実費を支払う。また今後は発生に応じてその時々判断する